

## 玉城町公告第21号

令和8年度玉城町森林環境教育（森林教育体験プログラム）業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和8年4月27日

玉城町長 中川 泰成

令和8年度玉城町森林環境教育（森林教育体験プログラム）業務  
企画提案コンペ（プレゼンテーション審査プログラム）実施要領

### 1. 目的

当町は、三重県のほぼ中央に位置し、伊勢市、度会町、多気町、明和町に隣接している。総面積は40.91km<sup>2</sup>でそのうち、森林面積は1,259haで森林率は31%と低く、そのほとんどが民有林で人工林面積は1,134haで森林面積の90%を占めている。森林率が低いゆえ、森林の良さ、木材の良さに気づかせることで、林業・森林環境への関心・身近さを感じてもらうことを事業の目的とする。

### 2. 概要

- (1) 業務名 令和8年度 第10号  
玉城町森林環境教育（森林教育体験プログラム）業務
- (2) 業務内容 「令和8年度玉城町森林環境教育（森林教育体験プログラム）業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年12月25日まで
- (4) 契約上限額 3,825,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3. 参加の資格

参加者要件は次の要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32

条第1項各号に掲げる者でないこと。

#### 4. 委託業者選定方式

企画提案コンペ方式（プレゼンテーション審査プロポーザル方式）

#### 5. 企画提案資料の提出及び期限等

##### （1）提出書類

①企画提案書提出届【様式1】

②会社概要書【様式任意：A4版1ページ以内】

③業務実績【様式任意：A4版1ページ以内】

自治体等との連携事業実績（実施年度、事業名）

④企画提案書【様式任意】

業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成とし、業務スケジュール及び実施体制を記載すること。なお、実施体制には、業務主担当者などを明記すること。

⑤見積書及び積算明細書【様式任意】（原本を1部提出）

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を控除した額を見積書に記載すること。

※見積書は、封筒に入れ、割印をすること。

（2）提出期限 令和8年5月21日（木）正午まで（必着）

（3）提出部数 6部（原本1部、副本5部）

（4）提出方法 原則郵送とする（書留郵便での送付が好ましい）。

#### 6. 審査方法・評価基準

##### （1）審査方法

参加者から提出された企画提案書等を審査する審査委員会を開催し、プレゼンテーション審査を実施する。

##### （2）審査項目・評価基準

<審査項目>

審査項目	全体に占める割合	評価事項
業務実績	10/100	別紙1参照
業務理解	10/100	別紙1参照
仕様書「4. 業務内容」に記載された項目に関する提案	55/100	別紙1参照
その他	15/100	別紙1参照
見積金額	10/100	別紙1参照

(3) 審査日

令和8年5月25日(月)

※場所・時間は別途お知らせします。

※1事業者30分以内(説明15分、質疑15分※応募事業者数により変更あり)

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年5月28日(木)午後5時までに町ホームページで公表予定(決定された契約予定者へ連絡)

(5) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(6) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 7. 質問及び回答

(1) 受付期間 公告日から令和8年5月7日(木)正午まで(必着)

(2) 受付方法 質問書【様式3】をメール又はFAXで受け付ける。なお、回答日までに回答がない場合は担当まで連絡すること。

(3) 回答方法 質問のあった日から2営業日までに、町ホームページにおいて回答する。

(4) 回答日 随時、最終回答日は令和8年5月11日(月)

(5) 回答の取扱い 回答は仕様書に準ずるものとする。

## 8. 参加申込書の提出期限

(1) 提出書類

令和8年度玉城町森林環境教育(森林教育体験プログラム)業務企画提案コンペ参加申込書【様式4】

(2) 提出期限 令和8年5月15日(金)正午まで(必着)

(3) 提出方法

原則郵送とする。

(4) 受理の確認

参加申込書の提出後は、提出期限までに電話にて担当課に受理の確認を行うこと。

## 9. 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

## 10. 留意事項

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案資料については、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (5) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は本業務の実施にあたり、個人情報を取り扱うため個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない
- 2 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (6) その他必要な事項は、玉城町会計規則の規定によるものとする。
- (7) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。

## 11. 連絡及び提出先

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114番地2

玉城町役場 産業振興課 担当：里中、牧田、上田

電話番号：0596-58-8204 FAX：0596-58-4494

E-mail : nousyou-t@town.tamaki.lg.jp